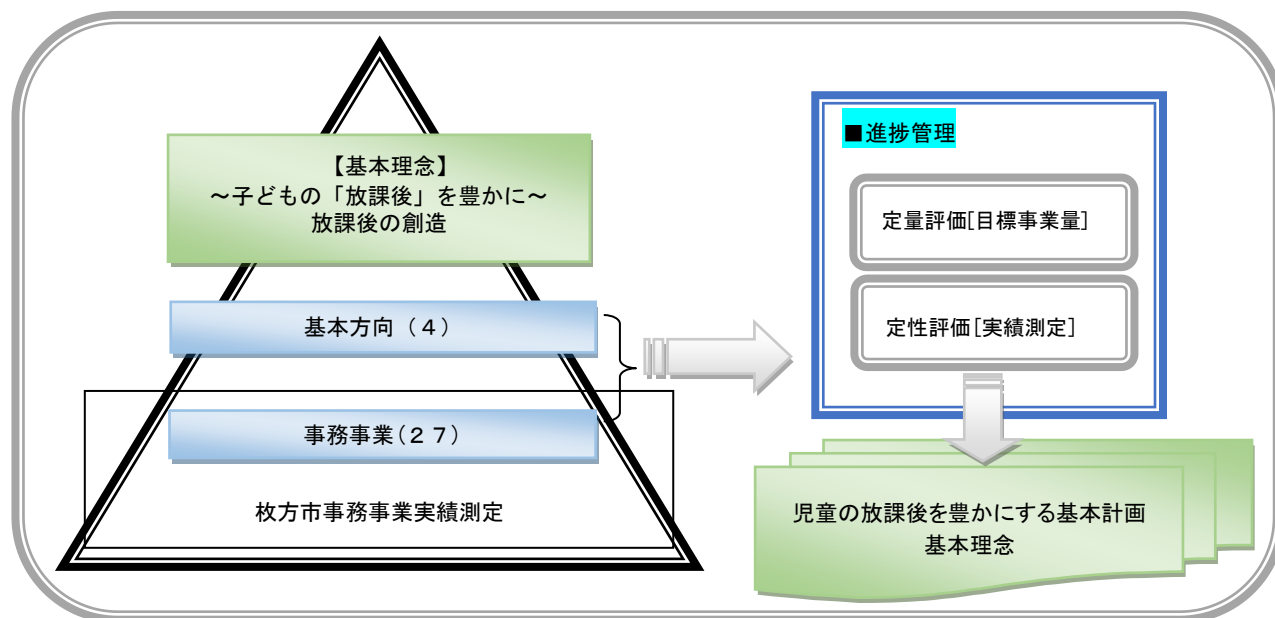


「児童の放課後を豊かにする基本計画」の進捗管理方法の変更について

■これまでの進捗管理方法

「児童の放課後を豊かにする基本計画」の進捗管理については、下図のとおり4つの基本方向及び27の事務事業について、各部署で作成した「事務事業実測測定調書」を基に「達成度合い」、「今後の方向性」について取りまとめたうえで進捗管理を行ってきた。



■これまでの進捗管理の課題

27の事務事業については、児童に関わる事業を広く網羅しているものの、「児童の放課後を豊かにする基本計画」に示されている児童の放課後対策事業と直接的に関連がないものが含まれており、その「達成度合い」が児童の放課後対策事業の進捗にどのような影響があるのか検証が難しいことが課題となっていました。

■今後の進捗管理方法

「児童の放課後を豊かにする基本計画」の基本的な考え方「すべての児童が自発的、自主的な諸活動を行うことができる環境の整備」、「児童が自発性、自主性を発揮することができるような働きかけ」、「児童の生活環境の変化に応じた放課後対策の実施」の中で示されている内容や具体的な取り組み内容が示されている留守家庭児童会室事業、放課後自習教室事業、放課後子ども教室事業、枚方子どもいきいき広場事業等の取り組み状況と指標をもとに進捗管理を行い、児童の放課後対策を迅速に進めていくこととします。

対象事務事業の進捗一覧（令和3年度実績）

基本方向	番号	事務事業名称	R4所管部署	達成度合い	今後の方向性
すべての児童の安全・安心な居場所の確保	1	総合型放課後事業(放課後キッズクラブ)	放課後子ども課	○	拡充
	2	留守家庭児童会室運営事業	放課後子ども課	○	継続
	3	枚方子どもいきいき広場補助事業	放課後子ども課	対象外 (コロナ影響)	継続
	4	学力向上推進事業(放課後自習教室事業)	教育指導課	○	継続
発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができる環境の確保	5	留守家庭児童会室維持管理事業	放課後子ども課	○	継続
	6	学校園施設維持補修事業 (市有施設環境整備業務)	施設整備室 ※	○	継続
	7	学校施設整備事業 (学校整備・保全事業)	施設整備室 ※	○	継続
	8	市立学校園施設開放事業 (市立小中学校及び幼稚園施設開放事業)	新しい学校推進室	○	見直し
多様な関わりを行う遊びの支援	9	NPO活動支援事業	市民活動課	対象外 (コロナ影響)	継続
	10	子どもに本を届ける事業	中央図書館	対象外 (コロナ影響)	継続
子どもの権利を守り、具現化するための大人の連携	11	「心の教室相談員」配置事業	児童生徒支援課	○	継続
	12	スクールアドバイザー派遣事業	児童生徒支援課	○	継続
	13	スクールカウンセラー配置事業	児童生徒支援課	○	継続
	14	スクールソーシャルワーカー活用事業	子ども相談課	○	拡充
	15	教育相談事業	児童生徒支援課	○	継続
	16	不登校児童・生徒支援事業	児童生徒支援課	△	継続
	17	いじめ問題対策事業	児童生徒支援課	○	継続
	18	支援教育推進事業	児童生徒支援課	○	拡充
	19	障害児相談・通所支援事業	障害支援課	○	継続
	20	障害児等関係機関ネットワーク事業	ひらかた子ども発達支援センター	○	継続
	21	家庭児童相談業務	子ども相談課	○	継続
	22	児童虐待防止ネットワーク事業	子ども支援課	○	継続
	23	子どもの課題対策事業	子ども青少年政策課	○	拡充
	24	協働のまちづくり推進事業	市民活動課	○	継続
	25	青少年健全育成事業	子ども青少年政策課	○	継続

※施設整備室は、施設計画課・建築課・設備課・施設管理課の4課で、同じ名称の事務事業を行っている。

(注) 1. 本表は、令和3年度事務事業実績測定調書を参考に作成している。

2. 「達成度合い」欄の表記については、以下のとおりとした。

「対象外（コロナ影響）」・・・新型コロナウイルス感染症が大きく影響し、年度を通した評価ができないもの。

「○」・・・設定した目標に対して、達成できた、または、おおむね達成できたもの。

「△」・・・設定した目標に達しなかったもの。